

診 療 用 エ ッ ク ス 線 装 置 設 置 届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

病院又は診療所 所 在 地

名 称

管理者氏名

電 話 番 号

診療用エックス線装置を設置しましたので、医療法施行規則第 24 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 エックス線装置に関する事項	製 作 者 名				
	型 式				
	エックス線高電圧発生装置の定格出力	連 続	管電圧 kV	管電流 mA	
		短 時 間	管電圧 kV	管電流 mA	
		コンデンサ式	管電圧 kV	容量 μ F	
	エ ッ ク ス 線 管 の 数		管球		
用 途		透視装置、撮影装置、C T 装置、胸部集検用間接装置、乳房撮影装置、歯科用（口内法、パノラマ）装置、移動型・携帯型装置、その他（ ）			
2 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名等	氏 名	年 齢	職 種	エックス線診療に関する経歴	
3 設 置 時 期		年 月 日			
4 エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備のあらまし	共 通	エックス線管容器及び照射筒の漏れ放射線量	治療用エックス線装置	定格管電圧 50kV 以下	接触可能表面から 5cm の距離において 1.0mGy/時 以下・超
				定格管電圧 50 k V 超	焦点から 1 m の距離において 10mGy/時 以下・超 接触可能表面から 5cm の距離において 300mGy/時 以下・超
			定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置		焦点から 1m の距離において 0.25mGy/時 以下・超
			定格管電圧 125kV 以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置		装置表面において 0.05mGy/時 以下・超
			上記以外のエックス線装置		焦点から 1m の距離において 1.0mGy/時 以下・超
			充電状態で、照射時以外のとき（コンデンサ式エックス線装置に限ります。）		接触可能表面から 5cm の距離において 20 μ Gy/時 以下・超

4 エ ッ ク ス 線 装 置 の エ ッ ク ス 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 の あ ら ま し	共 通	利 用 線 錐 の 総 濾 過	定格管電圧が 70kV 以下の口内法 撮 影 用 エ ッ ク ス 線 装 置		アルミニウム当量 1.5mm 以上・未満
			定格管電圧 50kV 以下の乳房 撮 影 用 エ ッ ク ス 線 装 置		アルミニウム当量 0.5mm 以上・未満又は モリブテン当量 0.03mm 以上・未満
			上記以外のエックス線装置		アルミニウム当量 2.5mm 以上・未満
	透	移動型 携帯型 装置	使用条件・保管条件等		
	視 装 置	透視中の患者への入 射 線 量 率	高線量率透視制御 を備えていない装 置		患者の入射面の利用線錐の中心において 50mGy/分 以下・超
			高線量率透視制御 を備えた装置		患者の入射面の利用線錐の中心において 125mGy/分 以下・超
		透 視 時 間 積 算 装 置 及 び 警 告 音 等 発 生 装 置 付 タイマー		有 ・ 無	
		焦 点 皮 膚 間 離 隔 装 置 又 は 照 射 防 止 用 インターロック		30cm 以上・未満又はインターロック 有・無	
		受 像 面 を 超 え な い よ う に エ ッ ク ス 線 照 射 野 を 絞 る 装 置		有（許容範囲内） ・ 無	
		受 像 器 通 過 エ ッ ク ス 線 量		接触可能表面から 10cm の距離において 150μ Gy/時 以下・超	
		最大受像面外（3.0cm 超）放射線量		接触可能表面から 10cm の距離において 150μ Gy/時 以下・超	
		利用線錐以外のエックス線を 有効にしゃへいするための手段		有 ・ 無	
	撮 影 用 エ ッ ク ス 線	受 像 面 を 超 え な い よ う に エ ッ ク ス 線 照 射 野 を 絞 る 装 置 （ C T エ ッ ク ス 線 装 置 を 除 く ）		有（許容範囲内） ・ 無	
		エ ッ ク ス 線 管 焦 点 皮 膚 間 離 隔（骨塩 定量分 析 装 置 を除く）	口 内 法 撮 影 装 置	定 格 管 電 圧 7 0 k V 以 下	距離 15cm 以上・未満
				定 格 管 電 圧 7 0 k V 超	距離 20cm 以上・未満
			歯科用パノラマ断層装置及びC T エ ッ ク ス 線 装 置		距離 15cm 以上・未満
			移 動 型 、 携 帯 型 及 び 乳 房 撮 影（拡大撮影に限る）用 エ ッ ク ス 線 装 置		距離 20cm 以上・未満
			上 記 以 外 の 装 置		距離 45cm 以上・未満
			遠 隔 操 作 装 置 移 動 型 及 び 携 帯 型 並 び に 手 術 用 エ ッ ク ス 線 装 置		操作装置の位置が焦点・患者から 2m 以上・未満
		公称管電圧 70kV で 0.25mm 鉛当量以上の 取り外しのできない 後方散乱エックス線 シールド構造		携帯型エックス線 装置のうち、手持ち 撮影を意図する口 内法撮影用エック ス線装置	有 ・ 無
	胸部集 検用間 接撮影 エック ス線装 置	利 用 線 錐 の 形		角錐型・その他	
		受 像 面 を 超 え な い よ う に エ ッ ク ス 線 照 射 野 を 絞 る 装 置		有（許容範囲内） ・ 無	
		受 像 器 の 1 次 防 護 し ゃ へ い		接触可能表面から 10cm の距離において、 1 ばく射につき 1.0μ Gy 以下・超	

(P 3)

		被照射体周囲の箱状のしゃへい (操 作 者 等 が 室 外 に 容 易 に 退 避 で き な い 場 合)	しゃへい物から 10cm の距離において、 1 ばく射につき 1.0 μ Gy 以下・超	
	治 療 用 装 置 (近 接 照 射 治 療 装 置 を 除 く)	濾過板が引き抜かれたとき にエックス線を遮断する イ ン タ ー ロ ッ ク	有 ・ 無	
5 エックス線診療室 の放射線障 害の防止に 関する構造 設備の概要	診療室の天井、床、壁、 出入口の扉、窓等のしゃへい		画壁等の外側において実効線量が 1 mSv/週 以下・超	
	操 作 室		有 ・ 無 (理由:)	
	エックス線装置使用中表示装置		有 ・ 無	
	診療室であることを示す標識		有 ・ 無	
6 エックス線診療室 の放射線障 害の防止に 関する予防 措置の概要	管理区域	管理区域境界の放射線量	1.3 mSv/3 月 以下・超	
		立 入 制 限 措 置	有 () ・ 無	
		管理区域であることを 示 す 標 識	有 ・ 無	
	注意事項の 掲示等	注 意 事 項 の 掲 示	従事者用	有 ・ 無
			患者用	有 ・ 無
		敷 地 内 居 住 区 域 及 び 敷地境界の放射線量		250 μ Sv/3 月 以下・超
		患者 1.3mSv/3 月 (診療に より被曝する放射線を除 きます。)以下となるよう な障害防止措置		有 ・ 無
		放射線診療従事者等の 被ばく線量測定器		有 () ・ 無

(併せて提出していただく書類)

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図
- 2 しゃへい計算書、漏えい線量測定結果表

記入上の注意

- (1) 管理区域を明示してください。
- (2) 照射方法、エックス線管から画壁等の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入してください。
- (3) 画壁等の外側の放射線量率については、画壁等の外側の最も近接した点で、通常の使用状態において測定し、記入してください。測定に際しては、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平成 31 年 3 月 15 日付け 医政発 0315 第 4 号厚生労働省医政局長通知)に基づいて行ってください。測定責任者の所属、職及び氏名を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。